

## しまだ大井川マラソン応援グッズ作成費用補助金の交付に関する内規

### (趣旨)

第1条 しまだ大井川マラソンinリバティ実行委員長（以下「実行委員長」という。）は、しまだ大井川マラソンの開催にあたり地域住民が一体となってこれに参画することにより、広くスポーツについての関心を深めるとともに、多様な交流の機会の増大による地域の活性化を図るため、市内において参加者への応援活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象団体等)

第2条 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住する10人以上のもので構成する各種団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援の実施が地域振興及び参加者へのおもてなしの意思表示に貢献するものであると実行委員長が認める団体

2 補助の対象となる応援グッズは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広く参加者全体を応援し、特定の個人や団体に限定したものでないこと。
- (2) 宗教活動や営利目的の活動ではないこと。
- (3) 参加者に対して好印象を与えるものであること。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、応援に使用するグッズの作成に要する経費とする。

### (補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その限度額は、1団体の申請につき3万円とする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、しまだ大井川マラソン応援グッズ作成費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に申請しなければならない。

- (1) 作成しようとする応援グッズの概要（任意様式）
- (2) 作成費用見積書（任意様式）
- (3) 団体の概要が分かる書類（任意様式）
- (3) 前3号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 実行委員長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付をすることが適当と認めたときは、その交付を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号。以下「暴排条例」とい

う。) 第2条第1号に規定する暴力団であるとき。

(2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

又は暴力団員等と密接な関係を有する者であるとき。

(3) 暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するものであるとき。

(決定の通知)

第7条 実行委員長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を記載した補助金交付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、当該事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 作成費用領収書の写し（任意様式）

(3) 作成した応援グッズの写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 実行委員長は、前条の規定により報告を受けたときは、書類の審査を行い、補助金交付の決定の内容を確認し、適合と認めるときは補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の目的を達成するため実行委員長が特に必要と認めるときは、交付すべき補助金の100分の80以内において補助金の概算払をすることができる。この場合において、さらに実行委員長が必要があると認めるときは、100分の80を超えて交付することができる。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年8月1日から施行する。